

# 第1章 計画の策定にあたって

---

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の基本目標
3. 計画の基本理念
4. 計画の位置づけ
5. 計画期間
6. 新たな視点
7. 重点施策
8. 体系図

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、鳥田市では平成19年7月に「鳥田市男女共同参画推進条例」を制定し、翌年の平成20年8月に「男女共同参画都市」を宣言しました。その後「鳥田市男女共同参画行動計画」を策定し、平成26年4月からは「第2次鳥田市男女共同参画行動計画」に基づき、市、市民、事業者及び市民団体が協働し、各種取組を展開してきました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識<sup>1</sup>を背景に、家事・子育て・介護といった家庭生活の多くを女性が担っていることや、長時間労働を前提とした男性中心型の働き方が維持されていることなどにより、実質的には男女の雇用機会等に不平等が生じているのが現状です。

このような中、長時間労働の是正や多様な働き方の構築等、働き方改革の実践や、男女が共に働きながら家庭生活との両立を図れるよう環境づくりを推進するため、平成27年9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されました。

職業生活は当然本人の意思が尊重されるべきですが、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体で取り組んでいくことが求められています。また少子高齢化や共働き世帯の増加により、男性も家事・子育て・介護などの家庭生活を担う状況が増えていることから、男女が共に働きやすい環境づくりのため働き方改革が必要となっています。

このたび、本市の現計画が平成30年度をもって終了となるため、国・県の計画や市民意識調査等で明らかになった現状や課題を踏まえ、「第3次鳥田市男女共同参画行動計画」を策定し、男女があらゆる分野で自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、取組を推進していきます。

## 2 計画の基本目標

### 男女共同参画社会の実現

#### - 互いに尊重し、支えあう、心豊かな社会の実現 -

自分らしく、いきいきとした毎日を過ごすことは、私たちの願いです。

男女が互いに相手を尊重し、相手の大切さを認識して支え合うことは、結果として、各々が自分らしく生きることにつながり、心豊かな社会、ひいては男女共同参画社会の実現に導くとの考えから、これを基本目標としています。

## 3 計画の基本理念

本計画は、鳥田市男女共同参画推進条例第3条から第8条までに掲げる6つの基本理念をもとに、男女共同参画を推進していきます。

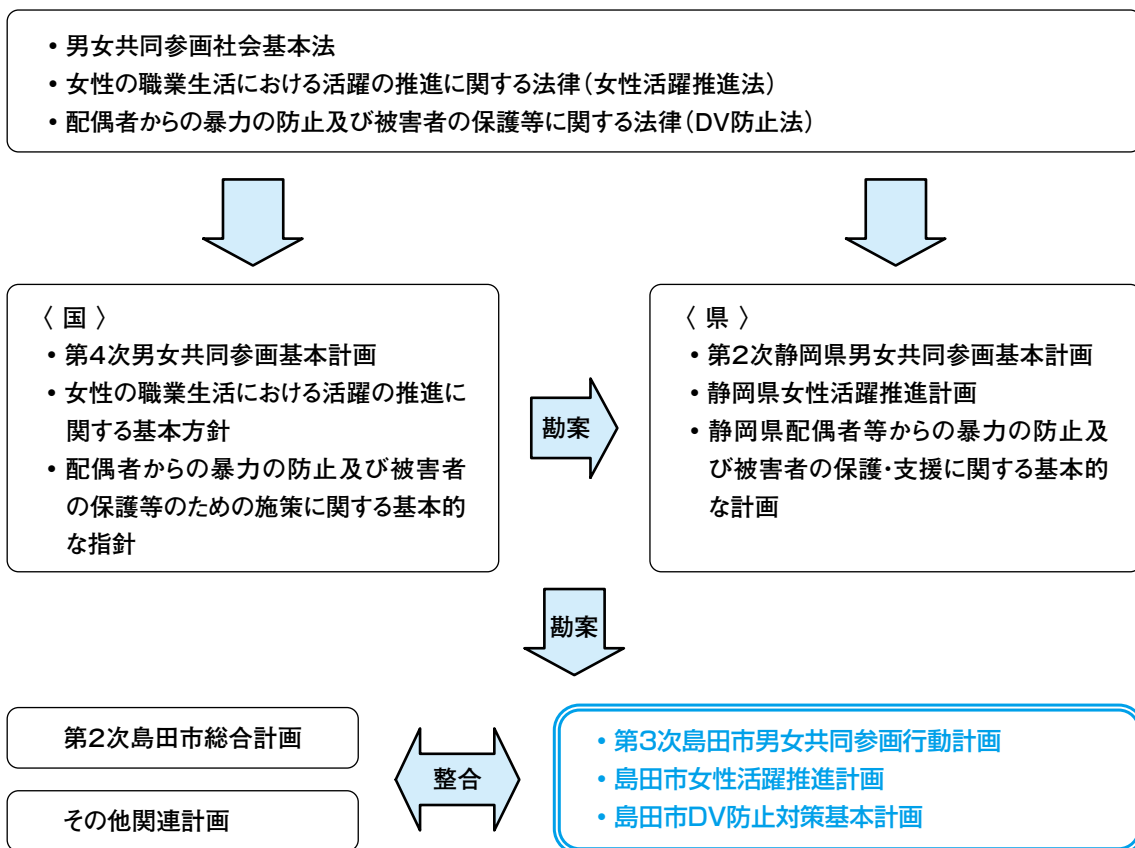
- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保
- (4) 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立
- (5) 国際的視野の下での男女共同参画
- (6) 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮

<sup>1</sup> 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

## 4 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第14条に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 第2次鳥田市総合計画を上位計画とし、他の関連計画との整合を図っています。
- 国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第2次静岡県男女共同参画基本計画」を勘案し策定しています。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に規定されている市町村推進計画として位置づけています。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に規定されている市町村基本計画として位置づけています。



## 5 計画期間

平成31年度から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。  
ただし、社会情勢の変化や事業の進行に応じて、必要な見直しを行います。

## 6 新たな視点

### ◎基本的施策を3つに区分（体系化）

計画における施策目的を明確化し、効果的な推進を図るため、国の第4次男女共同参画基本計画にならい、基本的施策を3つに区分しました。

- I あらゆる分野における女性の活躍推進 【基本的施策1～4】
- II 安全・安心な暮らしの実現 【基本的施策5～7】
- III 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備 【基本的施策8～10】

### ◎「島田市女性活躍推進計画」としての位置づけ

区分I 基本的施策1から4を「島田市女性活躍推進計画」として位置づけ、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた施策を推進します。

#### 基本的施策1「ワーク・ライフ・バランス<sup>2</sup>の推進」

男女が共に、「仕事」と家庭や地域や個人の「生活」を両立できるよう、働き方改革への取組や子育てを支援する環境づくりを推進します。また女性の活躍推進のため、男性が主体的に家庭生活へ関わるよう男性への意識改革を促進します。

#### 基本的施策2「就労の場における女性の活躍推進」

働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう支援します。また、就労の場における男女間の格差の改善やセクシュアル・ハラスメント<sup>3</sup>等防止のための取組を推進します。

#### 基本的施策3「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」

女性は人口の約半分を占めていますが、指導的地位に女性が占める割合は低くなっています。指導的地位への女性の参画拡大のため、女性の登用促進や人材育成の学習機会の提供など取組を推進します。

#### 基本的施策4「地域における男女共同参画の推進」

人口減少が進む中、活力ある地域活動を持続させるには、男女が様々な活動を協力して行うことが必要です。地域活動に多様な意見を反映するため、男女双方に根強くある固定的な性別役割分担意識が解消されるよう取組を推進します。

## 7 重点施策

これまでの本市の男女共同参画の取組における課題を踏まえるとともに、市民意識調査における市民からの希望が多い取組を重点的に推進するため、第3次男女共同参画行動計画では、以下3つの基本的施策を重点施策とします。

- 基本的施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 基本的施策2 就労の場における女性の活躍推進
- 基本的施策3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

2 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和がとれた状態のこと。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、「仕事と生活の調和が実現した社会」を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

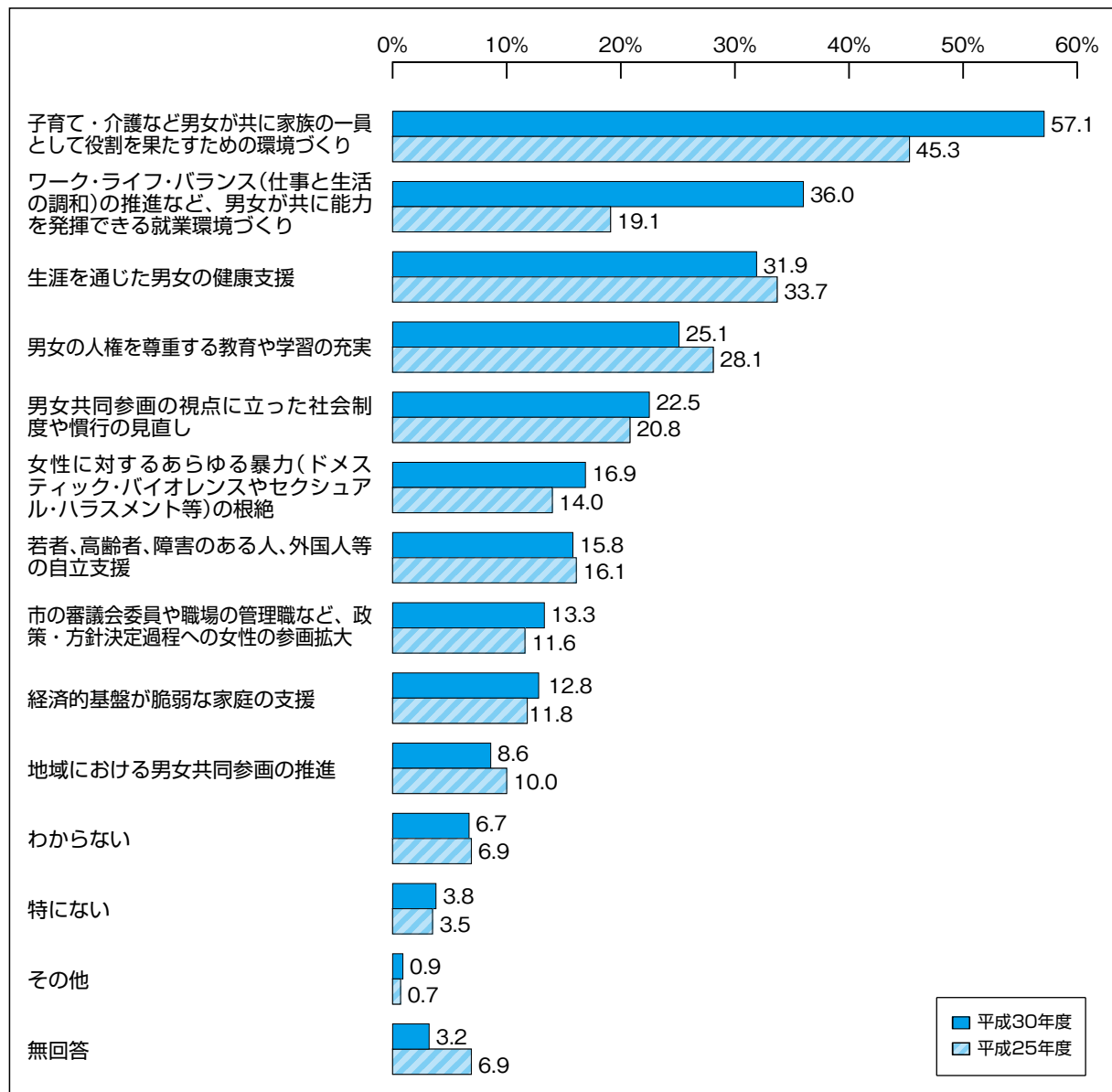
3 セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは単に雇用関係にある者のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりうるもの。

## 男女共同参画社会実現のために希望する取組

男女共同参画を進めるため市の取組に希望するものについて、市民意識調査では、「子育て・介護など男女が共に家族の一員として役割を果たすための環境づくり」が最も高く57.1%となっています。

また、平成25年度の調査から大きな変化が見られる回答は、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進など、男女が共に能力を発揮できる就業環境づくり」の36.0%で、前回より16.9ポイント高くなっています。



資料：平成30年度島田市総合計画市民意識調査

## 8 体系図

### ● 目 標

#### 男女共同参画社会の実現

— 互いに尊重し、支えあう、  
心豊かな社会の実現 —

### ● 基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保
4. 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立
5. 国際的視野の下での男女共同参画
6. 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮

### ● 区 分

I.  
あらゆる分野における女性の活躍推進

島田市  
女性活躍  
推進計画

II.  
安全・安心な暮らしの実現

III.  
男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

### ● 基本的施策

1. ワーク・ライフ・バランスの推進  
【重点施策】

2. 就労場における女性の活躍推進  
【重点施策】

3. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大  
【重点施策】

4. 地域における男女共同参画の推進

5. 生涯を通じた男女の健康支援

6. 女性に対する暴力の根絶

島田市DV防止対策基本計画

7. 生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

8. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進

9. 男女の人権を尊重する教育や学習の充実

10. 男女共同参画に関する国際的な協調

## ● 施策の方向性

1-1) 長時間労働の削減等働き方改革の推進  
1-2) 男女が共に働きながら子育てできる体制、支援策の充実  
1-3) 家事、子育て、介護など家庭生活への男性の参画促進

2-1) 女性の就労支援や起業支援  
2-2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保対策の推進  
2-3) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

3-1) 市政、審議会等への女性の積極的登用  
3-2) 職場における女性の積極的登用  
3-3) 地域や各種団体における女性の参画促進  
3-4) 女性の人材育成

4-1) 地域活動における男女共同参画の推進  
4-2) 男女共同参画の視点を持った防災活動の推進

5-1) ライフステージに応じた健康支援  
5-2) 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供

6-1) 女性に対する暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実、防止対策の推進  
6-2) 相談体制の充実  
6-3) 被害者の安全保護と自立支援

7-1) ひとり親家庭等への支援  
7-2) 高齢、障害等により困難を抱える人が安心して暮らせるための支援

8-1) 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供  
8-2) 男女共同参画社会の実現に向けた行政施策の展開  
8-3) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

9-1) 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実  
9-2) 家庭、地域、職場における男女の人権を尊重する啓発や学習機会の提供

10-1) 国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進  
10-2) 国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進

